

「後見制度支援預金」の取扱い開始について

一般社団法人東京都信用組合協会（東京都中央区京橋1-9-1）傘下の12信用組合において、「後見制度支援預金」の取扱いを開始することになりました。

「後見制度支援預金」とは、後見制度により支援を受ける方（ご本人）の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭とは別に、通常使用しない金銭を特別に預託する預金のことです。その口座開設から預金の払い戻し、解約まで家庭裁判所が発行する「指示書」により取扱うものです。

「後見制度支援預金」にかかる処理は、家庭裁判所の「指示書」に基づいて行われるため、ご本人の預金を安全に保全することができます。

取扱いの裁判所と取扱い開始日、商品概要、本商品を取扱う信用組合は以下のとおりです。

【裁判所と取扱い開始日】

裁判所名	所在地・電話番号	管轄区域	取扱い開始日
東京家庭裁判所 （後見センター）	〒100-8956 千代田区霞が関1丁目1番2号 TEL 03-3502-5359, 5369	ご本人の住所地が東京都23区及び島しょ地区	平成30年6月1日
東京家庭裁判所 立川支部（後見係）	〒190-8589 立川市緑町10番地の4 TEL 042-845-0322, 0324	ご本人の住所地が上記以外の東京都市町村	取扱い開始日は、現在調整中です。

【商品概要】

商品名	○後見制度支援預金
販売対象	○原則組合員及び組合員資格を有する方 ○東京家庭裁判所より後見開始（未成年後見人選任を含む）の審判を受けた方で、同家庭裁判所より本商品の利用にかかる「指示書」を受けた方
預入金額	○1円以上（1円単位）
預入方法	○家庭裁判所が発行する「指示書」に基づき取扱いいたします。 ※口座開設及び入出金の都度、「指示書」が必要となります。 ○口座開設にあたり、所定の「特約合意書」をご提出いただきます。
払戻方法	○「指示書」に基づき決定
利息	○取扱う信用組合により個別に設定します。
手数料	○通常の普通預金と同様に口座開設や解約にかかる手数料はありません。
その他	○総合口座、キャッシュカード、インターネットバンキング等の各種付帯サービスはご利用できません。 ○裁判所の「指示書」により、本商品取扱店舗に開設する通常の普通預金口座への日常的に必要な資金の定額自動振替サービス（毎月振替）がご利用できます。

【本商品を取扱う信用組合】 (50音順)

信用組合名	本部所在地
東信用組合	東京都墨田区吾妻橋 1-5-3
共立信用組合	東京都大田区大森西 1-7-2
江東信用組合	東京都江東区住吉 2-6-8
七島信用組合	東京都大島町元町 4-1-3
全東栄信用組合	東京都豊島区池袋本町 4-37-9
第一勧業信用組合	東京都新宿区四谷 2-13
大東京信用組合	東京都港区東新橋 2-6-10
東京厚生信用組合	東京都新宿区西新宿 6-2-18
東京都職員信用組合	東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁内
中ノ郷信用組合	東京都墨田区東駒形 4-5-4
ハナ信用組合	東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-29-10
文化産業信用組合	東京都千代田区神田神保町 1-101 神保町 101ビル

■ 本件に関するお問い合わせ先

一般社団法人 東京都信用組合協会 総務部

電話：03-3567-6211